

仲村議員さんから御提言のございましたことをあわせて研究していくべきではないかと考える次第でございます。

また多くの市民の方に活動の実態について、あらゆる機会を通じて御理解をいただくようにPRしておりますが、今後も引き続き活動状況等をPRしてまいりたいと、かように思っておる次第であります。

それから、職員の採用試験についての御質問でございますけれども、外国人の採用の考え方についてでございますが、職員採用上の国籍条項については、御指摘のように、最近、都下の自治体で職員の採用試験資格要件から「日本国籍を有する者」という国籍要件を撤廃する自治体が増えてくるという傾向であります。

こうした中であって、国や東京都は、従前より地方公務員の受験資格の国籍要件について公権力を行使、または公の意思の形成に参画する職に外国人を任用することはできないとの見解をとっており、当市といたしましても当然の間、その趣旨に沿って職員採用を行ってまいりたいと思っております。

なお、一般的に技能労務と言われる職種につきましては、国籍要件を付しておりませんが、現在までの記録によりますと、過去において外国人の受験の申し込みはございませんようでございます。

それから、次の自然保全についてでございますが、緑の保全対策について御答弁申し上げます。

福生市におきます自然環境という点では、大変心もとない状況になりつつあると言えましょう。したがって、福生市におきましては緑化という観点からの施策として、緑地の買収、確保、公園の設置、樹木や生け垣への奨励金制度の創設など、具体策を実現してまいったわけでございます。また開発指導要綱によりまして、緑地の確保につきましても指導いたしているところでございます。

さて、これからの時代、特に市街化が進み、居住人口がふえ続ける都市にあっては、緑の問題は大きな課題だと言えます。緑の減少を食い止め、さらにはふやしていくという緑化の施策は、まちづくりにとって重要な課題だと言えます。私は、市街化の進む都市で生活をしていく中で重要な課題との観点に立って、今後、緑化の問題を考えてまいりたいと、かように思います。人間にとって、やはり緑は何としても大切だと思うからであります。

次の都市農業対策についてでございますが、福生市におきます農業と申しますのはまさに窮地にあると申せましょう。このほとんどが細分化され、産業として成り立ち得ないわけでございますために兼業とならざるを得ないのが現状でございます。

かような状況の中で福生市の農業を考えてまいりますと、福生市におきます農地の持つ意味がどこにあるかということかと思えます。こういう視点に立って考えてまいりますと、都市化が進み、住宅が密集してまいりました都市にあっては、空間地——都市空間として貴重な存在となってまいります。

福生市におけます今後の農政のあり方につきましては、状況からいたしまして大変困難であるわけでございまして、農業者の皆さんのお考えなどを承りながら検討いたすことになるかと存する次第でございます。

それから、最後の歴史的資料についての御質問につきましては、教育委員会から答弁させていただきますので、よろしく願います。

以上で田村議員さんの御質問に対する答弁といたします。

○教育次長（古谷正夫君） 自席からお許しいただきまして、歴史的資料についての御答弁をさせていただきます。

御案内のとおり、市内につきましては都市化の進展が著しいものがございます。さらに生活の様式の変化によりまして、貴重な文化遺産の保存が行政として大切な事業の一つとなっておりますわけでございます。

そういうところで、福生市におきましては、昭和四十八年に文化財保護条例を制定いたしましたわけでございます。祖先から現在に継承されます文化遺産十六件、点数で申し上げますと千八百三十五点、これは市の文化財として指定して保護しておるわけでございます。

ただ寂しいことに、福生市につきましては、歴史的資料とか文化遺産が少のうございます。市民に理解されない面があるというふうなことでございますけれども、現在の事業といたしましては、郷土資料室では資料の収集、資料の展示、文化財の保護思想の普及等を実施しておるわけでございます。かけがえのない文化遺産、文化財の総合調査も実施いたしましたわけでございまして、その実態把握に努めておるところでございます。今後市民の御協力と御理解をいただきながら、文化財の保護を重視してまいりたいと思っておるわけでございます。

さらに貴重な財産、文化遺産や伝統芸能の保存に努めてまいりたいとも考えておりますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。答弁にかえさせていただきます。

○一番（田村正秋君） 自席から再質問させていただきます。

まずボランティア活動なんですが、先ほども言いましたけれど、特にそのボランティアを支えている人たちという

のは特に高齢者であるとか、あるいは身体障害者の身内の方であるとか、そういった方がすごく多いわけですね。そういった時期に、現在、さまざまなボランティアサークルがあるわけですが、ボランティアがたくさんいるところに關してはすごくいる。ところが、その技能、手話で話すとか何か特殊な技能を必要とするところに限っては、まるっきしいないというふうなのが現状であると思います。そういったところで、今後、福生市のボランティアバンクの設立ですね、要するに、これは身体障害者も、あるいはボランティアの方もそうなんです、両方で需要と供給のバランスを見まして、そのボランティアバンクの設置を私は考えているわけですが、そういったことにつきましても、現在どのような考えているのか、再度これについて質問させていただきます。

次に職員採用の問題ですが、現在、国際化であるというふうな市長の答弁の中で、福生は基地を抱えて、特に外国人が多いというふうな経過がありますが、先ほど、これは多分だめだというふうな見解でいらっしゃると思うんですが、特にその技能労務、医療関係など、今までにこれは大丈夫だ、技能労務、医療関係などは採用を認めているというふうな経過でおっしゃったと思うんですが、今までに、広報なり、あるいは市のお知らせで、こういった募集要項あるいは一応、公務員は採用はだめだというふうな経過でおっしゃっているわけですが、技能労務、医療関係に關しては、この採用を認めるというふうなことを言っておられますが、そういった何か呼びかけというか、そういったことを今までにしたことがあるのかどうなのか。もう一度、その辺につきまして質問させていただきます。

それと、あと緑の保全なんです、これは本当に難しい問題でして、要するに緑を持っていられよう方というのは市民の方で、それにやはり市の行政が介入してどうこうしろというふうなことになるのは、すごく難しいと思いますし、一つ今後の課題であると思いますが、現在いろいろとケヤキであるとか、昔からあるそういった樹木に關しては登録されているわけですね。この辺に關しても、やはりもう少し指定樹木の再検討ができないのかなというふうに思うわけです。そしてまた今後、総合福祉センター、あるいは熊川の区画整理というふうなことになりますと、そういった公共事業の中で、何か福生独自の緑を基調とした施設づくり、何かイメージできるようなそういった緑の充実したような施設設置を考えられないかというふうなこともちょっと伺いたいです。

あと、それと新奥多摩街道をずっと車で羽村の方に入りますと、特に春にはチューリップが咲いていたりというふうな経過があるわけですね。そして福生に來ると、もうまるっきし何もないというふうなことがあると思うんです。

ね。あの辺に關しても、やはり羽村が黄色いチューリップであるんでしたら、福生市は赤いチューリップでこの町並み、要するに新奥多摩街道というのは一本なわけですからね。その辺の何か、広域圏での緑のネットワークづくりですか、その辺に關してもさらに検討できないかなというふうに思うわけですね。

それと都市農政についてなんですが、今までは農業、今は家庭菜園とか、とにかく福生市で農業をやっている方というのはすごく少なくなってきたわけですね。現在、四十ヘクタールの農地があるというふうなことなんです、毎年四ヘクタールずつぐらい農地が、宅地あるいは住宅に変わってしまうというふうな経過があるわけですが、この辺、今までは農業協同組合とか農業関係者だけの緑のあり方とか農地のあり方というふうなことで、結構限定して話をしていたんじゃないかと思うんですが、一度、他市でも都市農政についてというふうなシンポジウムも行ってあります。ぜひ福生市でも一回、福生の農業をどういうふうに思うんだと、そういった市民と農業者とのシンポジウムをできないかというふうなことも、ぜひ聞いてみたいと思いますが……。

次に遺跡の問題なんです、これは以前、昭島で鯨の骨が出たというふうなことがありまして、その鯨の骨が出たということから鯨祭りというふうなことで、一つの何か文化遺跡を一つのまちづくりの中に展開していくというふうなことを、隣のまちはやっているわけです。福生としては、これだけすばらしい不動さんの約九千年前の遺跡とか、あるいは長沢遺跡の四千五百年前の遺跡という、もうすごい貴重なものがあるにもかかわらず、福生駅において、どういったものが特産であるのかとか、あるいは福生市の名前の由来がわからなかったというふうな経過もあるわけですね。実際、先ほどの答弁の中で、資料室であるとか、みんな一生懸命福生市の文化について考えているというふうなことを言いましたが、とにかく、これだけのまちの中に、本当に九千年からの遺跡があるというふうな経過をすごく大事にしないといけないと思うわけですが、今後、まちづくりに当たって、駅舎の前に福生市の案内とか、それから、この福生市の由来の看板を掲示できるような、そういった案内板とか、そういったものを考えられないのかというふうな点につきまして再度質問させていただきます。よろしく願います。

○議長（村尾栄次君） 五時五分まで休憩します。

午後四時五十分 休憩

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部長（石川和夫君） まずボランティアバンクの設立の考え方というふうなことでございますけれども、現在、ボランティアにつきましては、先ほど市長からも御答弁させていただきましたけれども、現在、十団体あるわけでございまして、それらにつきましては昨年からも実施しておるわけでございますけれども、連携を保ちながら進めていきたいと思ひますし、今後もやっていきたい。

いずれにいたしましても、福祉につきましては、ボランティアモデル地区の活動等を利用いたしまして、福祉に対します理解をいただきたいというふうなことがあるわけでございます。現在、熊牛、牛一、牛二の三地区がモデル地区というふうな中で御協力いただいているわけですが、今後とも輪を広げようというふうな形の中で、鍋ヶ谷戸地区、志茂地区、原ヶ谷戸地区まで広げまして、福祉活動をやっていききたいというふうな形をとっております。

こうした中で、現在約三百名のボランティアの方々がおるわけでございますけれども、今後、これらの方々を通じて、より多くのボランティアの数をふやす、また、これにつきましては、ボランティアというのは、子供のころからが必要じゃないかというようなことも言われておりますし、現在、三中が指定校という中でありますけれども、それらにつきましても輪を広げて理解をしていただくというふうな形の中で、ボランティアバンクというふうなことも考えられるんじゃないかというふうに思ひます。

そんな中で今後も福祉を理解していただくというふうな形の中で社協ともども実施しているところがございまして、御理解いただきたいと思います。以上です。

○総務部長（浅見裕康君） それでは職員採用について御答弁申し上げます。

現在、採用の時点で受験資格要件として「日本国籍を有すること」ということを削除しているだけでございまして、特別な呼びかけ等はいたしておりません。

○市民部長（小野光明君） それでは自然の保全につきまして、再質問に御答弁申し上げます。

まず一点の高木の保存でございしますけれども、おかげさまで今のところ順調に指定等が進まれているわけでございします。今後、もうちょっとその辺をPR等も進めていきたいんですけれども、なかなか今、まちの中が小宅地化し

て、きのうも住民から苦情がございまして、そういうものは結構なんですけれども、落ち葉があつて困るんだというふうな非常に厳しい意見がありまして、宅地化が進むとなかなか難しい問題もありますけれども、いずれにしても緑というのが人間の命にとってかわる問題でございしますから、もう少し高木等についても検討していききたいと思ひます。

それと、あと総合福祉センター等の福生独自の植樹等ということでございますけれども、これらにつきましても、またそういう検討の中で加えていきたいと思ひます。

それから羽村のチューリップに合わせて、まちの中をもう少し美化ということでございますけれども、福生の道路事情等もございしますので、いろいろと検討は加えておりますけれども、今後何かそういうふうな面についても検討してまいりたいと思ひます。

ただ、当面は小学生の六年生の児童とかを通じて、家庭とか、あるいは町会とか学校等についての花の提供等はしていきたいと思ひます。

それから、あと都市農政の問題でございしますけれども、現在、限られた土地の中で、家庭菜園とか落花生とか、朝市等を、今やっておるわけでございしますけれども、いずれにしても、今後もう少し市民との間での農業の調和という問題を考えてまいりたいと思ひますので、その中で、都市農政についてのいろいろと農業委員会とか農業協同組合等とも相談しながら、そういうふうな御質問についても検討をしてまいりたいと思ひます。よろしく願ひします。

○建設部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきます。

自然の保全のうち緑の保全対策の中で、熊川の区画整理事業に関連しての御質問でございますが、今の段階では、これから権利者の方と調整をしていくと、そういうふうなことでございしますので、B調査で示されました一つの計画案、そういうことの中で申し上げますと、公園等については、現在ございします公園を含めまして、大体七千か七千五百平米ぐらいの公園については整備をしていきたいと考えております。

それから、あと街路樹でございしますけれど、これにつきましては、特に区画整理の中に都市計画街路等が入ってきますが、当然、中の主たるものは住宅地域でございしますので、できるだけ街路樹等ですういった都市計画道路としての一応整備はしていきたい、そのように計画の中では一応つくってございします。以上でございます。

○企画財政部長（内田和雄君） 緑の保全対策の中で、羽村町の道路にチューリップ等が咲いていて、それを広域圏か何かでできないかというような御質問でございますが、現在、西多摩広域圏の事業としては「クリーン西多摩」ということで「美しい西多摩づくり」等に取りかかっているわけですが、環境を美しくするという点では、ごみの問題、トイレ等がありますが、緑についてでございますが、都市化の進んでおります福生とか羽村等、また奥多摩とは少し違うような感じもいたしますが、今後、こういう問題も広域的に考える必要はあるかと思っておりますので、広域行政圏の中で他市町村とも話をしてまいりたいと、かように考えております。よろしくどうぞお願いいたします。

○教育次長（古谷正夫君） 自席からお許しいただきまして、歴史的資料に対する二点について御答弁させていただきます。

最初に、遺跡をメインといたしました催し物、イベントにつきましては非常に難しい面がございます。現在、市指定文化財等につきましては、案内板とか説明板を設置してございますので、よろしく願います。

次に駅前等に遺跡等の案内板につきましては、これにつきましては、今後研究してまいりたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

○一番（田村正秋君） ボランティアバンクの件につきましては、ぜひ今後とも検討していただきたいと思います。この間、ちょっとあるサークルに出ましたところ、杉並のボランティア組織なんです。これは、やはりいつまでもその福祉とか、あるいは社協に依存してはいけないというふうな建前で、独自の社團福祉をつくったわけですね。それは、一つは、片方ではボランティアをやっていると、ところが、その片方では有料ボランティアに近いことをやっていたら、やるんですね。どうしても、そのボランティアというのが、経済的にも時間外にしても無理なところをカバーできるような、そういった福祉法人だったんですが、これは、やはりこれは市がどうかというふうなことはないと、思っています。一つの考え方としては、やはり高齢化を迎えるに当たって、この法人というのは、すごくユニークだと思っています。

やはり時間外、深夜にどうしてもそのボランティアが必要だというふうな経過で、やはり電話一つでそういった方がケアに来てくださるという、あるいはカウンセリングなんかも、そういったところでやられているというふうな経過があると思うんですが、やはり、これはちょっと要望にしておきますが、ボランティアというのは、やはり今まで

のボランティアとは違う方向性、この間も、ちょっとあるサークルに出ましたら、おじいちゃんが、私は自分で自分をボランティアしてんだというふうなことで、自分でお弁当を取りにきたことがあるわけですね。それも、やはり一つの物の考え方だと思うんですね。それから、そういったボランティアサークルに入って、いろいろ自分たちの立場をアピールすることが自分に対してのボランティアだと。

だから、今までは物とか肉体労働で、そのボランティアのあり方ということ結構断定していたというふうなことがあると思うんですが、やはりほかのまちを見ますと、ボランティア意識というのがもう少し違うわけですね。だから、そういった意味におきまして、与えるんだという意識ではなく、もう少し総合的にボランティアの意識あるいは位置づけというものを、今後、高齢化社会に向かって、あるいは身障者の補助というふうな形で考えていただきたいと思います。これは、もう要望にしておきます。

次に職員の採用の件なんです。これは大変に難しい問題があると、先ほど答弁の中でおっしゃってありましたから、ぜひ新しい市長さんをお迎えして、国際化というふうなことを打ち出しておられるわけですから、二十六市のうち十六市が撤廃に踏み切っているという事実、この辺をぜひ御検討くださって前向きに検討していただきたいと思います。これも要望にしておきます。

次に緑の保全なんです。現在、福生市でも理事者側の中で、理事者側も入っているんですね、緑のプロジェクトというふうなことで、何か検討されているというふうな経過があるというふうなことを聞いております。内容に関してはよくわからないと思いますが、やはり今後の公園のあり方あるいは緑のあり方というものをとらえて、やはり福生市が緑を持っているということが、こういった相乗効果であるとか、そういった意味で検討されていると思うんですね。

これも、ちょっともう要望にしておきますけれど、だから今後の福生市の総合的な計画の中に、必ず緑を織り込んでくださるように思うわけですが、特に夏に関しては、緑のありがたさということがわかるわけです。ところが、冬に関しては、日照を遮ってしまったりとか、それはもうケース・バイ・ケースで、いい面についても、悪い面についてもあるわけですが、しかし、限られた土地でありますから、なくなってしまったら、もうそれでおしまいなわけですね。

私なんかも新しい方向で物を考えてきているわけですが、やはり昔からある樹木にしても、もう胴周りが四メートルとか、三メートルとかいうケヤキとか、そういったものも福生市内にはあるわけです。これは農業にしても遺跡にしても、総体的に関連しているんですが、やはり今後の福生市のあり方としまして、ただつぶすのではなく、守って、あるいは維持できるように、これも要望しておきます。

次に都市農政なんですが、本当に最近、去年もちょっとこの質問をしまして、本当に申しわけないと思うんですが、やはり、ことしになって随分、福生市内のサークルで、先日遠藤議員の方から質問がありました。三百七十ピコキューリーですか、そういった値、とにかく一般市民というのは食物に対してかなり敏感になってきているわけです。やはり地元で生産し、地元でとれ、それが地元の消費者に渡るといふようなことが一番理想的なわけですが、この都市化を考えますと、なかなかそうもいかないというふうに思うわけですが、ぜひ今後の農業のあり方あるいは消費者が福生市の農業を見つめるというふうなことで、一度でもいいんですから、そういったシンポジウムをぜひできるように要望しておきます。

続きまして、次に遺跡なんですが、先日かなり古い、とりあえず福生市としては形として残っている遺跡とか文化財を残そうというふうなことで、江戸時代初期の公民館があったわけですが、それを何か話によりますと、移築し、あるいは保存するんだというふうなことで予算もついたというふうなことを聞いております。しかし、予算の何かの都合で、どうしてもそれが間に合わなかったというふうな経過、あるいは、それがよいかどうか、よくわかりませんが、ぜひ福生市のシンボル、あるいは、それも先ほどの樹木と同じなんですが、なくなってしまうってからは遅いわけですね。そういったものをぜひ移築しまして、残せるような、そういった体制をできないものか、これはちょっと質問させていただきたいんですが……。

それと、あと福生市の今後、PRのためにビデオ作製、この辺は、今ビデオカメラにしても結構ハンディーな感じで簡単にできるわけですね。意外と福生市の文化を自分たちでも探索あるいは研究しようとするときに何も無いわけですね、何もないといったらおかしいですけども、多摩の本とか日本の歴史の本なんかにはそういったものがあるわけですが、実際、福生市の本とか、そういったことに関しまして本当に少ないわけですね。

だから、これについて質問させていただきたいんですが、今後、福生市のPRのためのビデオ作製ですとか、ある

いは福生市の本というふうなことをできないかということ。

それと、年間、羽村の堰に何万人という観光客の方がいらっしゃるわけです。ところが、その方は羽村で終わって羽村で帰ってしまうというふうな経過があるんですが、福生市の石川酒造初め田村酒造のあの辺の、とにかく福生市の遺跡の宝庫であり、実際に文化財の宝庫であるんじゃないかと思うわけです。羽村の堰から探索コース、羽村から結局拜島に向かっての一つの遊歩道的なもの、そういったものが考えられると思うんですが、遺跡めぐりとか、石仏めぐりとか板碑めぐりとか、指定樹木の見学とか、結構そういったことを考えられると思うんですが、その辺につきましては検討していただけるかどうか、そこだけ質問させていただきます。

○教育次長（古谷正夫君） 問題の御質問でございますけれども、御指摘の件につきましては、建て替え等の地主さんと家主さんとの問題があると思いますが、私ども、これにつきましてはいろいろと保存方法を検討させていただきまして、保存できればと、こう思ったわけですが、時期的な問題、それから私どもの努力が足りませず、解体というふうな状態になったわけでございますが、できるだけそういう古いものについては、今後、残していきたいというふうな考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから羽村等では羽村の堰の向こう側に博物館、資料館いろいろなものがあります。そういうめぐりのものがあります。私どもも現在、それらにつきましてはそれぞれ検討させていただいております。これにつきましては、今後そういう問題を取り上げまして、さらに検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○一番（田村正秋君） 本当に今、福生市に、要するに観光というふうな言葉があると思うんですが、観光という意味は、やはり昔の歴史を学ぶというふうな経過があると思うんです。だから、特に福生市の文化、福生市の由来というふうなことも、なかなか知っているようで知らないというふうな経過、それと福生市には石仏の復元、板碑とか、かなり古い文化財があるわけですね。そういったものを、今後ぜひ守れるような、あるいはそういう探索コース、あるいは各地のポイントとポイントを結ぶような観光コースみたいなものを充実できるように要望しておきます。どうもありがとうございます。

○議長（村尾栄次君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（村尾栄次君） 日程第二陳情書の取り下げ願ひについてを議題といたします。

本件は、目下厚生委員会において付託、審査中となっております「ひまわり作業所」に対する補助金交付に関する陳情書について、陳情者より取り下げ願ひが提出されたものであります。

お諮りいたします。

本件は、願ひ出のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって本件取り下げ願ひは、承認することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第三報告第一号専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、報告第一号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本専決は、昭和六十三年年度税制改正を内容とする地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が三月三十一日に国会で可決成立し、同日付で公布されたことに伴い、福生市税賦課徴収条例についても所用の改正を行い、昭和六十三年年度以降の課税事務を円滑に進める必要が生じたので、地方自治法第七十九条第一項の規定により、専決処分をさせていただきましたものでございます。同条第三項の規定により、ここにその内容を報告申し上げます、御承認をいたさうとするものでございます。

それでは、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

まず第五十七条第三項中「二千四百円」を「三千九百円」に改める規定でございますが、これは昨年の九月に地方税法が改正された際、端数計算等に関する規定が改正されましたのを受けて、固定資産税と都市計画税について、そ

の合算額が三千九百円以下のときは四期に分けることなく、第一期の納期でその金額を徴収するというものでございます。

以下は、すべて本法附則の改正でございます。昭和六十二年度をもって期限切れとなる固定資産税、特別土地保有税、たばこ消費税にかかわる課税の特例措置を延長することを内容とする改正でございます。

まず附則第十三条から附則第十五条の四までが固定資産税関係でございます。附則第十三条は、固定資産税関係の特例規定が延長されることにより、延長された特例規定の中で使用されている用語の意味について規定した本条についても三年間延長しようとするものでございます。

次の附則第十四条から附則第十五条の四までは、昭和六十三年年度以降、固定資産税を課税するに当たって、現行の負担調整措置を、さらに三年間延長するとともに、昭和六十三年年度の評価替えの上昇率が比較的低かったため、従来の負担調整率一・一の下に、一・〇五と一・〇二五の負担調整率を新設いたしました。従来よりもさらになだらかな税負担の緩和を図ろうとするものでございます。

次は、特別土地保有税に関する改正規定でございます。まず附則第十八条の二は、地方税法の改正により、特別土地保有税の非課税に関する統替規定の引用条文を改めようとするものでございます。

次の附則第十八条の二の二と附則第十八条の二の四は、特別土地保有税の課税年度あるいは土地取得期間等に関する規定と、いわゆるミニ保有税の対象となる一団の土地の面積に関する規定をそれぞれ改めようとするものでございます。

次に附則第二十一条でございますが、本条は、たばこ消費税の従量割の税率等に関する特例措置について規定したものでございますが、その適用期限を、昭和六十四年三月三十一日まで延長しようとするものでございます。

次の附則第三十二条は、新たに課税されることになる木造新築住宅について適用される三年間の減額措置を受けようとする場合の申告書の提出期限を、地方税法施行令の改正により、昭和六十三年度分の固定資産税に限り、四月二十日にしようとするものでございます。

附則といたしまして、第一条は、本条例の施行日について。第二条は、固定資産税に関する経過措置について。第三条は、特別土地保有税に関する経過措置について、それぞれ規定したものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、専決処分をさせていただきました条例改正の内容について説明を終わらせていただきます。

何とぞ原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（村尾米次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 即決ということなのですが、幾つかお聞きしておきます。

一つは、五十七条第三項中の「二千四百円」を「三千九百円」の問題なんですけれども、これによりまして若干対象となる方がふえるかなと思うんですが、どれくらいふえますでしょうか。

それと、大体この三千九百円という金額だと、何といえますか、固定資産というか、これは固定資産税と都市計画税合算だよね、面積で言えばどれぐらいのもの、評価額にもよるんでしょうけれども、とにかく何人ぐらい対象者はふえるのか、その辺ひとつお聞きしたいと思います。

それから、この負担調整率の問題で、確かに一・一五以下を二つに分けたんですね。それから、一・〇五以下を、これも二つに分けたんですね、一・一五以下ですか、一・一五以下を二つに分けてということと、ここで二つに分けたんですが、一体全体あれですか、この新しく分けた時点のずっと負担調整率があるんですが、ここに該当する割合というか件数というか、件数の方が私はいいと思うんですが、どれぐらいの割合で当市の場合、該当する件数があるんですか。一・〇五の調整率で該当するもの、一・一、一・一五、一・二、一・二五、一・三、それぞれの割合。

それから、同じように農地の方になるわけですか。一・〇二五と一・〇五、一・一、一・一五、一・二ですか、五段階になりましたけれども、そういう該当件数というのは、どういうふうな分布になるんでしょうか。その辺ひとつお聞かせいただきたいと思っています。

それから、たばこ消費税、附則の二十一条なんですが、これによって結局、何年間もこれを延長、一年延長、一年延長できていると思うんですが、これによって幾らぐらい、たばこ消費税そのものがふえるんですか。その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思っています。

○税務課長（矢崎茂夫君） 事務的な問題でございますけれども、実は、この固定資産税の二千四百円が三千九百円に

なるということは、増税ということではなくて、「それは知ってるよ」と呼ぶ者あり）そういうことで、要するに千未満の一期で端数が生じた場合については、その分については一回でその税額を納めていただくということでございますけれども、これについては、まだ課税が終わった段階ですけれど、カウントは私の方では正直申し上げてしておりませんので、今後、これはまた機会がありましたら調査はしてみたいと思います。

それから件数の割合ですけれども、御案内のように昭和五十三年度の評価替えにつきましては、福生市の場合は既に申し上げたとおり、一・〇五六ということが平均でございます。最低は一・〇二ぐらいの評価替えから始まって一・〇九、それから基準値では一・一一八ということが出ておりますけれども、この筆数に、これ一筆一筆のことでございまして、私の方は、恐らく福生の筆数が一万八千筆ぐらいあるわけですから、その割合についても、まだことに申しわけないんですけれども、その一筆一筆がどこに該当するのかということは、まだカウントしておりません。

それから、たばこ消費税でございますけれども、御案内のように、国庫補助率の引き下げに伴いまして、昭和六十一年の五月から特例条例が設けられたわけでございますけれども、過去三回において、最初は五月から翌年の二月まで、それから翌年の三月から十二月まで、それから一月から三月までとか、それで今回ここでさらに一年間延長されるというふうになったわけですけれども、これは、国のことしの分につきましては国の地財計画等もございまして、ことしが最終だというふうに私どもも承っておりますけれども、本年は既に地財計画がそのように発表されておりますので、当初予算の中でこの見込み分も計上させております。その額は二千万円を想定しております。以上でございます。

○十一番（松山 清君） そうしますと、これからだと。じゃあもう一度一つお聞きしたいんですが、結局、地価の上昇率が福生の場合は少なかった。そうすると、ほとんど該当する割合というのは、じゃあ出ないけれども、ほとんど該当するところは、じゃあどこなんですか。この一・一五以下というところなんですか、圧倒的に。その辺だけ、割合は出ないでしょうかね。

それから、このたばこについては、これは毎回のように、ちょうど一年前ですかね、臨時議会の際にも私は指摘したと思うんですが、こういう、これはもちろん国のこそく手段、まさに今の自民党・政府の財源対策のこそく

手段そのものの以外の何物でもないわけですが、こういうことが、言ってみれば、政府そのものが国民に向かつて大うそをつくということがこの一例なわけですね、一年延ばし一年延ばししていると、やっているわけですよ。ことし限り。今、課長が恐らくこの年度限りだというふうに言っていますけれども、それはそのとおりならいいですけれども、それだってもう三年間延ばしているわけで、こういうこそくな財源手段をとること自体については、私どもは基本的に反対なので、そういう点ではこういうことを専決処分することについてももちろん反対だということとは申し述べておきたいと思っています。

ちょっと、あともう一つお聞きします。そのほとんどがどこに該当するのか。

○税務課長（矢崎茂夫君）　ほとんどが私の方は一・〇五のところへ該当していくというふうになっております。

○議長（村尾栄次君）　以上で質疑を終わります。

これより報告第一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君）　御異議ありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君）　起立多数であります。よって報告第一号は、原案のとおり承認されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君）　日程第四報告第二号専決処分の承認を求めることについて（福生市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長　内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君）　御指名をいただきましたので、報告第二号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本専決も、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の法律改正に伴いまして、昭和六十三年以降の都市計画税の課税事務を円滑に処理するため、地方自治法第七十九条第一項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第三項の規定により、その内容を御報告申し上げ、御承認を賜りたいとするものでございます。

それでは福生市都市計画税条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

いずれも本法附則の改正でございまして、附則第二項から附則第五項までは、固定資産税の課税と同様、現行の負担調整措置をさらに三年間延長するとともに、負担調整率において一・〇五と一・〇二五を新設し、よりなだらかな税負担の緩和を図ろうとするものでございます。

次の附則第九項は、都市計画税の課税標準の特例に関する統替規定の整備でございます。

附則といたしまして、第一項は、本条例の施行日を。第二項は、経過措置について、それぞれ規定したものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、専決処分をさせていただきました条例改正の内容について説明を終わらせていただきます。

何とぞ原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（村尾栄次君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山　清君）　固定資産税の方とかなり共通はしているんですが、しかし、都市計画税の方については非常にかなり評価といえますか、減免規定がないために、かなり高い金額になるわけですね。

もう一度確認してお聞きしておきますと、一・〇五に、固定資産税の方はほとんど該当するということなんですが、全部該当ではないわけですね。そうしますと、かなりその一・〇五よりも上回ったところのものというののも当然あり得るというふうに感じられるわけですが、その辺での、何といいますかね、ところというのは、どれくらい、細かく出してないと思うんですけれども、あり得るわけですね。その辺のところ。



年度の一般会計の負担額及び預金利子が確定したことにより、従来、一般会計へ繰出金として補正いたしておりましたが、今回は予備費として九百八十九万円の増額をいたしました。その内訳は、補正二号で御提案いたしましたが一一般会計への繰り出して九百八十九万一千円の増額と、歳入で申し上げました繰越金の減額で生じた千円を相殺したものでございます。したがって、歳出総額を十二億三千三百三十六万九千円にしようとするものでございます。

また前年度に六十八万一千円の資金不足が生じたので、繰上充用金の科目を新設し、不足額を計上したものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、昭和六十三年分福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）について専決処分の御承認を賜りたく御説明申し上げた次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番（遠藤洋一君） つまり説明の中身の説明ね、つまりどういう経過だから、この金額が繰上充当金になったという説明は今聞いたの。つまりこの予算を専決をしなければいけない理由というのは、あらかじめ説明に抜けていたような気がするんです。どうして専決をこの時期に、今、専決処分というのはこっちにきてからなんだけれども、それについてはないんですよ。そこはちょっと基本のところなんだけれど、抜けていたような気がする。つまり、どの段階でこの金額になっているから、だから専決をしなければいけないとなるでしょう。中身についてはまた別にほかの人はあるかもしれないけれども、差し当たって僕の方は、どうして専決になったかということの説明をちゃんと聞きたいんです。

○福祉部長（石川和夫君） これにつきましては、六十二年度分の医療費の確定が四月十日というところで確定したわけでございます。（「それを言わなけりや」と呼ぶ者あり）大変申しわけありません。支払いが四月二十日ということとでございましたので、六十八万一千円が不足というふうなことから始まりまして繰上充用させていただいた、専決処分をさせていただいたということでございます。大変申しわけございません。

○十一番（松山 清君） 専決処分のその理由というのはそういうところにあるので、それはわかりました。そうすると、私、素人なのでちょっと、六十八万一千円の必要性は四月十日にはっきりした。四月二十日に支払い日だね。そ

うすると、その他の支払基金の交付金とか国庫支出金とか、都支出金というのは、いつの時点で決まってきたのか。六十八万一千円だけが不足で、それだけの補正ならそれで良いでしょうけれども、その辺の期日的な関係はどうなんですか。

もっと言えば、この補正一号と補正二号を、何というの、分けたというの何かあるんですか、なぜ分けたんですか。最小限の専決処分ということなのかもしれないけれども、この補正二号を見ても会計繰り出しのこれを、予備費を今度はあれでしょう。ただ予備費から他会計繰出金にただけでしょう。だから、しかし、二つに分けたというのはそれ相応の理由があるんだと思うので、その点さっぱりわからんですね。だから、この財源確定はいつだったんですか、支払基金とか国庫支出金、都支出金は、その辺の……。

○福祉部長（石川和夫君） これにつきましては同様、その四月の十日の時点でわかったわけでございます。そうした中で、いずれにしても予算上はあるんですが、金がないというふうな言葉が悪いんですけれども、形になりました。当初、予備費で一千万計上させていただいてあって、その中で間に合うんではないかというふうな想定をしておったわけでございますけれども、現実には先ほども申し上げました六十八万一千円が不足を生じたというふうなことでございます。（「そこがわからないんだよな」と呼ぶ者あり）

○十一番（松山 清君） こういう場合は、過去にもあったのかどうかわかりませんが、六十八万一千円というのは、繰上充用をしなければならぬものなんですか、絶対にもうこれしか方法はないんですか。その予備費はそっくり金額的には残るわけでしょう。

だから、とにかく六十八万一千円はこういうふうな予算項目を組まなければできないということですか、その医療費との関係で言えば、繰上充用がどうのこうのじゃなくて、医療費の関係で言えば、その点だけ。

○福祉部長（石川和夫君） 大変どうも説明不足で申しわけありませんけれども、六十二年度の医療費につきまして、最終的には六十八万一千円が不足したわけです。その不足額を六十三年度分繰上充用させていただいて支払いをしたということでございます。

○十二番（原 敏子君） もうちょっと説明してもらおうとわかりいいんだけど、この六十八万一千円の医療費は六十二年度の医療費の確定額ですよ。そうでしょう。そうすると、ここところがわからないわけよ、その支払基金